

浄化槽法定検査の 手数料が変わります。

令和8年7月1日から

浄化槽をご利用の皆様へ

いつも、浄化槽の維持管理にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

これまで、浄化槽の法定検査手数料につきましては、平成7年度の改定以降、長年据え置いてまいりました。

しかし近年、物価の上昇や運営にかかる費用の増加により、現行の手数料のままでの運営が難しい状況となっております。

このため、埼玉県承認を受け、誠に恐縮ではございますが、下記のとおり手数料を改定させていただくこととなりました。

今後も業務の効率化や経費の削減に努めてまいりますので、ご負担をおかけしますが、事情をご理解のうえ、ご協力いただけますと幸いです。

浄化槽法定検査手数料 人槽別一覧表

【改定前】

| 人槽区分 | 検査手数料（円） | |
|-----------|----------|--------|
| | 法 第7条 | 法 第11条 |
| 10人槽以下 | 13,000 | 5,000 |
| 11～20人槽 | 14,000 | 7,000 |
| 21～50人槽 | 16,000 | 10,000 |
| 51～300人槽 | 21,000 | 13,000 |
| 301～500人槽 | 23,000 | 15,000 |
| 501人槽以上 | 40,000 | 32,000 |

【改定後】

| 検査手数料（円） | |
|----------|--------|
| 法 第7条 | 法 第11条 |
| 14,000 | 6,000 |
| 15,000 | 8,000 |
| 17,000 | 11,000 |
| 22,000 | 14,000 |
| 24,000 | 16,000 |
| 40,000 | 32,000 |

※法7条検査：浄化槽を新たに設置した後、最初に実施する検査。

法11条検査：浄化槽の維持管理状況を確認するため、毎年1回実施する検査。

検査手数料は、非課税です。

- 改定は令和8年7月1日から実施されますが、継続依頼の申し込みをされている方につきましては、令和9年4月1日より新料金が適用されます。
- また、令和8年6月30日までに検査をお申し込みいただいた場合は、旧料金が適用されます

※詳しくは指定検査機関へお問い合わせください。

一般社団法人 埼玉県環境検査研究協会

土呂支所 さいたま市北区土呂町 1-50-4

☎048-778-8700